

事前質問・回答一覧

No.	資料 該当箇所	委員名	御意見・御質問	回答
1	【資料2】 P1	(身体障害者福祉専門分科会) 熊本市手をつなぐ育成会 副会長 堅島 陽子委員	○避難行動要支援者支援経費 熊本地震後に要支援者は、まず近くの避難所に行き、本人の状況などの聞き取りをされてから必要と判断された方が福祉避難所に向かうということになっていると思いますが、近所の避難所の担当者はそれどころではない状態だと経験上思います。 要支援者の避難を希望する方は、まずは区ごとに一か所「指定された避難所に行ってください。」と決めてはいかがでしょうか？	<健康福祉政策課> 区ごとに指定された福祉避難所を設けることについては、要配慮者の避難先をあらかじめ明確にでき、要支援者の負担も軽減されるなど有効であると認識しております。 一方で、実施にあたっては、受入れ施設の確保や、移送手段、介護等に従事する人材の確保に加え、要配慮者の状態が個別に異なることから一律の受入れが難しいなど、多くの課題がございます。 このため、本市といたしましては、防災担当部署と個別避難計画の作成を進めるとともに、福祉施設や関係機関との連携を強化しながら、要配慮者一人ひとりの状況に応じた、実効性の高い避難の仕組みについて引き続き研究してまいります。
2	【資料2】 P13	(身体障害者福祉専門分科会) 熊本難病・疾病団体協議会 副代表 谷口 あけみ委員	○(特)介護人材確保・定着促進事業 介護人材確保・定着促進事業」においてプラスロボさんのマッチング支援システム利用について報告がありますが、このシステムにより何人の材確保・定着があったか教えてほしい。	<介護保険課> 令和7年度末までのスケッターのボランティア登録者数等の実績については、以下の通りです。 ・ボランティア登録者:366名 ・事業所登録件数 : 94件 ・ボランティア受入件数(マッチング件数):1,346件 このうち、スケッターによるボランティア参加者から介護事業所の雇用につながった事例は、3名(3事業所)を確認しています。
3	【資料2】 P15	(身体障害者福祉専門分科会) 熊本市手をつなぐ育成会 副会長 堅島 陽子委員	○相談支援事業 障がいのある方が地域で安心した社会生活が送れるようになるためには、相談支援の力がますます重要になると考えます。 配置基準は充足していると思われますが、それでは足りないのではないのでしょうか？24時間体制で緊急避難できる規模のセンターの設置をのぞみます。 障がい児部門では、障害児通所支援事業所を利用する児童生徒と学校との連携がまだまだ十分ではない気がしています。保育所等訪問事業で学校との福祉と教育の連携が図れるよう、行政からも積極的な働きかけをしていただきたい。	<障がい福祉課・障がいサービス課> 本市におきましては、障がいのある方が地域で安心して生活を送れるよう、市内9カ所に障がい者相談支援センターを設置し、緊急事態等を含むサービスのコーディネート等を行っております。引き続き、関係機関と連携し、緊急時の受け入れについて地域全体で支える仕組みづくりに取り組んでまいります。 また、障がい児支援における学校との連携につきましては、教育委員会と連名にて、幼稚園や学校に対し「保育所等訪問支援の受け入れに関する留意点について」の通知文を発出し、保育所等訪問支援事業所と十分連携し、必要な対応をするよう依頼をしています。

No.	資料 該当箇所	委員名	御意見・御質問	回答
4-1	【資料2】 P15	(身体障害者福祉専門分科会) 熊本市手をつなぐ育成会 副会長 堅島 陽子委員	○障害福祉サービス事業 〈施設入所〉 GHや介護保険施設に転居すると、障害に関する理解をしてもらえないという声がありました。(体験入所して気に入った施設と、実際入所された施設と違っていたため本人も家族も戸惑っている。) また、県内のある市では、介護施設に移る際、「障害福祉サービスには戻りません」という誓約書を書かされたらしいです。 〈共同生活援助〉 一般企業の運営するグループホームの支援体制の在り方に疑問を抱く利用者の声を多数聞きます。 熊本市でも、聞き取りなどの調査は行われているのでしょうか？ [次ページに続く]	〈障がいサービス課〉 〈施設入所〉 グループホームにつきましては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所であり、新規指定時や運営指導等の機会を通じて、障がいの特性や状態に応じた適切なサービス提供がなされているか、また、そのための支援体制が適切に整えられているかについて確認を行っております。 加えて、利用者やご家族等から寄せられる相談内容に基づき、事業所に対して事実確認を行い、必要に応じて是正の指導や助言を行うなど、適正なサービスが提供されるよう努めているところです。 なお、介護保険施設等への転居に際し、「障害福祉サービスには戻らない」といった誓約書を徴することについては、制度上認められておらず、本市としてそのような対応を求めたり、認めたりしているものではありません。 今後も引き続き、利用者が安心してサービスを利用できるよう、関係法令に基づき、適正なサービス提供体制の確保に努めてまいります。 〈共同生活援助〉 一般企業が運営するグループホームを含め、障害福祉サービス事業所に対し、新規指定時や運営指導等の機会を通じて、職員配置や支援内容など支援体制の確認を行っております。 また、法令や基準に照らし、必要に応じて指導・助言を行うとともに、事業所や利用者の皆様から寄せられる支援体制に関する日常的な相談にも随時対応しているところです。 あわせて、利用者が実際の生活や支援内容を確認できるよう、体験利用の支給決定が可能(連続30日以内かつ年50日以内)となっており、こうした制度の活用に関する相談にも対応しています。 利用者の支援が適切に行われているかについては、こうした確認や相談対応を通じて把握に努めており、今後も引き続き、適正なサービス提供体制が確保されているかを確認し、必要な指導を行ってまいります。 [次ページに続く]

No.	資料 該当箇所	委員名	御意見・御質問	回答
4-2	【資料2】 P15	[つづき] (身体障害者福祉専門分科会) 熊本市手をつなぐ育成会 副会長 堅島 陽子委員	[つづき] 〈障がい者理解促進事業〉 障害者サポーターの活用を図っていただきたい。 〈障がい者差別解消推進〉 県のハートウィーク事業にも協力されているようですが、県と市共同でのイベントは有意義だと思っています。今後も県と協力しながら、障がい者理解を進めていっていただきたいと思います。 障害者理解をより早く進めるために障がい者団体と一般企業との橋渡しをお願いします。	[つづき] 〈障がい福祉課〉 〈障がい者理解促進事業〉 障がい者サポーター研修は、平成25年度から開始し、令和7年度末時点で15,984名が受講され、障がいに対する理解が市民の方々へ着実に広がってきていると考えております。受講後のサポーターの活用についても検討してまいります。 〈障がい者差別解消推進〉 昨年度より、「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」コンクールを熊本県と合同で開催しております。今後も障がいに対する理解が地域全体に広がるように取組を進めてまいります。 また、令和8年2月に本市と熊本県中小企業家同友会との間で「障がい福祉に関する連携協定」を締結し、勉強会やセミナー等を共同での開催を予定しているほか、障がい者自立支援協議会の就労部会において、多くの企業にご参加いただき、障がい者雇用の理解啓発に取り組んでおります。
5	【資料2】 P16	(身体障害者福祉専門分科会) 熊本市手をつなぐ育成会 副会長 堅島 陽子委員	○成年後見制度法人後見支援事業 ・ 法人後見事業所は、熊本市で何か所あるのでしょうか？ ・ 市民後見人養成講座を受けた人の話によると「講座の内容がとても難しく、時間も取られる。人におすすめできない」と言われました。 (熊本市社会福祉協議会に尋ねたところ、昨年度は13人が受講、6人が終了されたそうです) 成年後見制度の仕組みが大きく変わり、育成会としては、新しい後見制度の中では身上保護の充実を強く望んでいます。そのためにも市民後見人は大きな役割を果たしてくれるのではないかと期待しています。 市民後見人の講習のあり方も改善して、受けやすい講座にしていただくように国にもはたらきかけていただければと思っています。	〈障がい福祉課〉 法人後見事業を行っているのは熊本市内で1か所(熊本市社会福祉協議会)です。 市民後見人養成講座につきましては、国の通知に基づきカリキュラムを編成しております。また、市民後見人を選任する家庭裁判所からも、「市民後見人として活動するためには、十分な研修等を受けていることが重要であり、研修を受けていない場合には選任が難しい」とのお話をいただいております。 被後見人の方々の生活や権利を支援していくうえで、これらの知識は欠かせないものであることから、現状のカリキュラムは必要不可欠なものであると考えておりますが、市民の皆様が受講しやすい環境整備に努めてまいります。

No.	資料 該当箇所	委員名	御意見・御質問	回答
6	【資料2】 P17	(身体障害者福祉専門分科会) 熊本市手をつなぐ育成会 副会長 堅島 陽子委員	○障がい者雇用促進について ニュースで、障がい者への不適切な雇用を行う事業者の問題が 取り上げられていました。熊本市は大丈夫でしょうか？	<障がいサービス課> 報道で取り上げられた障がい者に対する不適切な雇用の事案 につきまして、本市において確認を行ったところ、現時点では、 報道内容と同様の事案は該当ありませんでした。 本市といたしましては、引き続き、関係法令に基づき、運営指 導等の機会を通じて、障がい者に対する雇用や支援の内容が適 切に行われているかを厳格に確認するとともに、必要に応じて 指導・助言を行ってまいります。
7	【資料2】 P24	(児童福祉専門分科会) 熊本市PTA協議会 副会長 中釜 裕二委員	○新入生交通安全対策事業 ・市内の全小学校に黄色い帽子を配布されたのでしょうか。 ・これまで多くのPTAで配布されてきましたが、近年は会員数 の減少により取りやめるPTAも見られます。そのような状況の 中で、この事業を継続していただいていることは、PTA関係者と してまた保護者として大変ありがたく感じています。	<こども政策課> 市立の全小学校に加えて、本市に設置してある国立や県立の 学校などにもご希望に応じて配布いたしました。今後も児童が 安全に通学できる環境を整えるため事業を継続してまいりま す。
8	【資料2】 P30	(身体障害者福祉専門分科会) 熊本難病・疾病団体協議会 副代表 谷口 あけみ委員	○こどもの性被害防止対策支援事業(保育所等) 「こどもの性被害防止対策支援事業」において係る設備等を購 入」とありますが、 ① 設備等とは具体的に何ですか。資料 3のP9にあった防犯カ メラ？ もしそうだとしたら、これは録画機能のみのものではし ょうか。それともAIで不審な動きを通報するなどの機能とセットに なったのでしょうか。 ② 設備等の購入先は私立だと「私立保育所等」となっています が、公立・私立ともに小学校・中学校・高校は 含まれないので しょうか。	<保育幼稚園課> ①本事業における「設備等」とは、こどものプライバシー保護や保 育状況の適切な記録・説明を通じた性被害防止対策を目的とし て、施設において整備する備品を指します。 具体的には、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ、人感 センサーライト等が挙げられます。 カメラの機能については特段の指定はなく、録画機能のみのも のに限らず、各施設の判断により必要な機能を備えた機器を選 定することが可能とされています。 ②本事業は、こども家庭庁の「保育対策総合支援事業費補助金」 を活用した事業であり、対象施設は国の要綱において保育所、認 定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設等の「保育所等」 とされています。 このため、本市においても同様の取扱いとしており、小学校・中 学校・高等学校は本事業の対象には含まれておりません。

No.	資料 該当箇所	委員名	御意見・御質問	回答
9	【資料3】 P9	(児童福祉専門分科会) 熊本市PTA協議会 副会長 中釜 裕二委員	○こどもの性被害防止に向けた取組 ・学校・PTAへの説明や意見聴取の機会は設けられていますか。 ・防犯カメラ設置の対象施設に小中学校は含まれていますか。 ・PTAとしても性被害防止の啓発に協力したい。	<こども政策課> ・こどもの性被害防止の取組にあたっては、こども局や教育委員会事務局をはじめとするプロジェクトチームを設置し、全庁的に推進しています。 ・「こどもの性被害防止条例(仮称)」の制定にあたりましては、条例制定に向けた審議会において、学校やPTAからも委員としてご参加いただき、ご意見をいただく予定です。その他、こどもや若者、保護者、市民の皆様からも広くご意見を伺いながら、条例制定に向けた検討を進めてまいります。 ・本資料のうち「こどもの性被害防止対策の推進」については、こども局所管施設への対策を記載しており、学校は含まれておりません。学校の防犯カメラの設置については、教育委員会事務局において実施・検討を進めています。 ・啓発へのご協力についてお申し出いただき、誠にありがとうございます。社会全体でこどもを性被害から守るという機運を高めていくことが重要であると考えておりますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。
10	【資料3】 P12	(児童福祉専門分科会) 熊本市PTA協議会 副会長 中釜 裕二委員	○地域で子育て応援事業 ・アプリ利用について、利用者の声を反映する仕組みはありますか。	<こども支援課> 現在のところ、アプリについて直接ご意見をいただく仕組みは設けておりませんが、ご利用に際してお気づきの点がございました場合には、都度、担当課へ電話やメール等でご連絡いただいております。 お寄せいただいたご意見につきましては、内容を確認のうえ、今後の改善の参考とさせていただきます。

No.	資料 該当箇所	委員名	御意見・御質問	回答
11	【資料4】 P7	(身体障害者福祉専門分科会) 熊本県自閉スペクトラム症協会 会長 松村 和彦委員	○第5次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画(令和7年度の進捗状況報告) 基本方針Ⅱ「課題・改善事項・方針」項目5の、障がい者相談支援センターの地域支援員が取り組む地域づくり活動に、ぜひ障がい当事者や障がい者親の会も参加・協力させてもらいたい。 当事者と支援者が共に安心して生活できる地域づくりに取り組むことで、熊本市が障害者権利条約の基本理念「Nothing About Us Without Us」を尊重した施策を推進していることを強く市民に伝えることができると考えます。	＜障がい福祉課＞ 地域支援員が取り組む地域づくりにつきましては、障がいのある方やそのご家族をはじめ、障がいの有無に関わらず、様々な方々と連携しながら進めていくことが重要であると考えております。 ご提案のとおり、当事者やご家族の視点は、地域における課題の把握や支援のあり方の検討において大変重要であることから、今後、地域づくりを進める中で、参加や協力のあり方について引き続き検討してまいります。
12	【資料4】 P8.9	(児童福祉専門分科会) 熊本市PTA協議会 副会長 中釜 裕二委員	○第5次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画(令和7年度進捗状況報告) ・民生委員・児童委員の充足率が低下している中、候補者確保のための市の支援策はありますか。 ・子育て世帯への支援に協力員がどのように関わっていますか。 ・子育て世帯にとって身近な存在として、活動内容の見える化を進めてほしい。 ・令和5年度に作成した「地域の子育て応援団」ポスターを各小学校等の関係機関へ配布とありますが、毎年続けて欲しいと思います。	＜健康福祉政策課＞ ・民生委員・児童委員の候補者確保の支援策につきまして、今回の一斉改選では、充足率の低い校区への働きかけや市政だより等の広報による担い手の裾野拡大に努めました。また、民生委員協力員制度の導入や動画研修の実施などによる活動環境の整備を進めるとともに、区職員アンケート等により充足率低下の要因分析を行い、今後の取組に反映していくこととしています。 ・協力員の子育て世帯への関わりについては、見守りや声かけ、子育て支援活動への参加、関係機関への情報提供などを、民生委員・児童委員と連携して行うとともに、訪問活動への同行等により支援の充実に寄与しています。 ・活動内容の見える化については、広報紙や地域行事等を通じて協力員の役割や活動を分かりやすく周知し、子育て世帯が安心して頼れる環境づくりに取り組んでいます。 ・ポスター配布を毎年続けてほしいとのこと要望については、民生委員児童委員協議会と共有するとともに、地域の実情や配布の効果等を踏まえつつ、関係機関への配布の継続について、同協議会と協議してまいります。

No.	資料 該当箇所	委員名	御意見・御質問	回答
13	【資料7】	(身体障害者福祉専門分科会) 熊本県自閉スペクトラム症協会 会長 松村 和彦委員	○第8期熊本市障がい福祉計画・第4期熊本市障がい児福祉計画について 「3 策定の進め方 (2)当事者を対象にしたアンケート等」について、地域移行の希望や必要とするサービスの現状等について、可能な限り多くの障害児者や家族へのアンケートを実施してもらいたい。 厚労省が実施した「生活のしづらさなどに関する調査(R4)」では、知的障害(療育手帳所持者)の場合、親との同居が18～64歳で91%と圧倒的に親との同居が多く、本市も同様ではないかと思う。「利用したくてもできなかった障害福祉サービスはなかったのか」「地域移行を実現・定着させるための介助者や支援者は足りているか」など、本市の実状をつまびらかにすることが、実現可能な計画づくりには不可欠だと考えます。	<障がい福祉課> 本計画の策定にあたっては、知的障がいのある方と親との同居が多い状況など、本市の実状を的確に把握することが実効性のある計画づくりにつながるものと認識しております。 そのため、地域移行の希望やサービス利用状況、利用できていないニーズ等について、当事者やそのご家族、関係団体等の皆さまに対し、広くアンケート調査や意見聴取を行ってまいります。